

## 平成26年山形村議会第3回定例会

### 議事日程（第3号）

平成26年9月18日（木曜日）午後 1時00分開会

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 26請願第 4号
- 日程第 3 26請願第 5号
- 日程第 4 26陳情第 2号
- 日程第 5 26陳情第 4号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 認定第 1号
- 日程第 7 認定第 2号
- 日程第 8 認定第 3号
- 日程第 9 認定第 4号
- 日程第10 認定第 5号
- 日程第11 認定第 6号
- 日程第12 認定第 7号  
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第13 議案第38号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第29号
- 日程第15 議案第30号
- 日程第16 議案第31号
- 日程第17 議案第32号
- 日程第18 議案第33号

- 日程第 1 9 議案第 3 4 号  
日程第 2 0 議案第 3 5 号  
日程第 2 1 議案第 3 6 号  
日程第 2 2 議案第 3 7 号  
《追加議案、審議、表決》  
(提案説明、質疑、討論、採決)  
日程第 2 3 発議第 5 号  
日程第 2 4 発議第 6 号  
日程第 2 5 発議第 7 号  
日程第 2 6 発議第 8 号  
日程第 2 7 閉会中の継続審査の申出について  
日程第 2 8 議員派遣の件について  
閉会宣告
- 

出席議員 ( 1 2 名 )

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君     | 2 番 上 条 浩 堂 君   |
| 3 番 新 居 禎 三 君     | 5 番 小 林 武 司 君   |
| 6 番 籠 田 利 男 君     | 7 番 増 澤 武 志 君   |
| 8 番 大 月 民 夫 君     | 9 番 西 牧 一 敏 君   |
| 1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君 | 1 1 番 赤 羽 千 秋 君 |
| 1 2 番 三 澤 一 男 君   | 1 3 番 平 沢 恒 雄 君 |

欠席議員 ( なし )

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 村 長 百 瀬 久 君       | 副 村 長 中 村 俊 春 君   |
| 教 育 長 山 口 隆 也 君   | 会 計 管 理 者 小 口 正 君 |
| 総 務 課 長 中 村 康 利 君 | 税 務 課 長 野 口 英 明 君 |

住民課長	青 沼 永 二君	保健福祉課長	塩 原 美 智 代君
子育て支援課長	倉 科 寛君	保育園長	百 瀬 清君
産業振興課長	住 吉 誠君	建設水道課長	赤 羽 孝 之君
教育次長	根 橋 範 男君	総務課主幹	上 條 憲 治君
代表監査委員	笹 野 初 雄君		

---

事務局職員出席者

事務局長	籠 田 佐 知 子君	書記	児 玉 佳 子君
------	------------	----	----------

---

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） 報道関係者から取材の申し込みがありましたのでこれを許可しました。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により撮影・録音等を行うことは禁止されております。

こんにちは。全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番・籠田利男議員、7番・増澤武志議員を指名します。

---

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に、所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

- 総務産業常任委員長(籠田利男君) 総務産業常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月10日に委員会審査を行い、26請願第5号「国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書」については採択とし、措置として内閣総理大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

26陳情第4号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」に関する陳情については採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣(規制改革)に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により総務産業常任委員会の審査結果の報告を申し上げますので、ご審議をお願いします。

- 議長(平沢恒雄君) 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

- 福祉文教常任委員長(上条浩堂君) それでは、福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月16日に委員会審査を行い、26請願第4号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については採択とし、措置として内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

26陳情第2号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」については採択とし、措置として内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長(平沢恒雄君) 事務局長。

- 事務局長(籠田佐知子君) 済みません、ちょっと字が抜けておりましたので訂正をお願いしたいと思います。総務産業委員会から出されております報告結果であります

けれども、「請願」が抜けておりましたので「陳情」の前に「請願」、それから「本委員会に付託されました陳情は」の前に「請願」、2カ所「請願」の記入をお願いしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

三澤議員。

○12番（三澤一男君） 請願5号について、総務産業常任委員長にお聞きします。この審査内容についてお聞きしたいと思えますが答弁をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 「国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書」についてですが、委員の発言は平沢議員、大月議員、それから赤羽議員については賛成でありました。それから、小林議員と新居議員については先延ばしでもいいのではないかという話がありましたけれども、いずれにしてもこれについては賛成だということで、賛成ということで決定させていただきました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員、いいですか。

○12番（三澤一男君） はい。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 他に質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第2、26請願第4号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、26請願第4号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択と決定をしました。

日程第3、26請願第5号「国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議がありますので討論を行います。

それでは、最初に本請願に反対の議員の討論を許します。

三澤議員。

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男です。

「国に対し、消費税率10%の増税中止を求める請願書」について、反対の立場から討論いたします。

消費税は1989年導入以来平成9年5%、本年度平成26年度8%と変遷してきました。確かに本請願にあるように増税による消費低迷の感もありますし、逆進性との指摘もありますが、消費税は持続可能な社会制度の確立を図り社会保障の充実、安定化を目的とし、少子化対策、医療制度、これには医療サービス等の供給体制、医療保険等、また介護保険制度、公的年金制度に充てられるとともに、後世代への負担のつけ回しの軽減に充てられることになっています。

このような社会保障の論議がないままでこの本請願の採択には反対するものであります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） それでは、次に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。

この請願について賛成の立場から討論します。これは私が紹介議員として出したものですが、消費税がここ8%に上がったことによってもかなり消費が低迷しています。そして、この10%にするという内容は、先ほど三澤議員がその福祉とかその生活のために回されると言われたのですが、実際には輸出企業の減税分にも回され、また消費者のためでもなく、村民でもいろいろな福祉とか暮らしのところへ回ってくるもの

よりも、その大企業への減税分への方へ回る率の方が非常に多くて、実際は暮らしや福祉の方へは回ってこないというのが実情で、年金問題1つにしても減らされている一方で増える気配もありません。

そういう点でこの10%というのは、国の国民の生活を破壊するという意味でぜひ通してほしいということで賛成します。

○議長（平沢恒雄君） そうすれば次、反対意見のある方、ありましたらお願いします。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 私も意見書の提出に対し反対をし、継続審査とするように求める立場で討論いたします。

ただいま消費税の増税の目的につきましては社会保障のためということでありましたので省略しますが、それではその財源をどこに求めるかという問題であります。今後少子高齢化により現役世代が急速に減っていく一方で高齢者は増えていきます。社会保険料などの現役世代の負担が年々高まる中で、例えば所得税等を引き上げれば一層現役世代に負担が集中することになります。特定の世代に負担が集中せず、高齢者を含め国民全体で広く負担し、景気にも左右されにくい安定的な消費税が少子高齢化の社会保障財源としてふさわしいと考えております。

また、本請願の趣旨にあるように、8%になってからの消費支出の減少は深刻であります。中小企業にとってこれ以上の負担増は無理だとの声はよく理解できます。よって政府には経済的な弱者、あるいは中小企業、さらに地方へ対する新たな支援策を希望するものであります。

地方行政の側からも社会保障政策の充実には期待をするものであります。医療、介護保険料について低所得者層への軽減負担がされ、また国民健康保険への財政支援の拡充も予定されているものです。さらに我々世代の責務として、子や孫といった将来世代へつけを回してはならないと考えております。財源を速やかに安定すればするほど将来の世代への負担は軽減されます。逆に遅れば遅れるほどそのつけは後の世代へと引き継がれます。将来若者が日本に生まれてよかったと実感する国づくりは我々の責任で行うべきであります。

以上述べてきましたが、消費税の10%の引き上げの判断は12月に政府が行うこととなっております。そのことをかんがみ、推移を注視する意味からも継続審査とすることが望ましいと考えております。

以上です。



○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成の議員の討論を許します。

新居議員。

○3番（新居禎三君） 3番、新居禎三です。

先ほど大池議員も言われていたように、消費税はいわゆる低所得者から高所得者まで均等に課税されるという部分で、昨今の経済情勢を見ますと8%になってからというのはいわゆる低所得者の消費行動が低迷している中で、景気もよくなならないという部分で非常に低所得者の生活が大変になっている部分であります。

そういう意味で社会保障の財源をどうするかという部分は当然ありますが、社会保障の財源は考えればまだほかから捻出することも可能ですが、今我々庶民の毎日の生活に響く消費税は、やはりここで10%の増税はやめるべきだと思っております。

そういう意味で安倍首相が最終的に判断すると思いますが、その判断される前に請願を出すべきだと思っておりますので私は賛成です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採択したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、26請願第5号「国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書」については採択と決定をしました。

日程第4、26陳情第2号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、26陳情第2号「私立高校に対

する公費助成をお願いする陳情書」については採択と決定しました。

日程第5、26陳情第4号『農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書』の提出と政府への働きかけを求める陳情」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本陳情を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、26陳情第4号『農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書』の提出と政府への働きかけを求める陳情」については採択と決定しました。

---

◎認定第1号～認定第7号

○議長(平沢恒雄君) 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第6、認定第1号から日程第12、認定第7号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

○総務産業常任委員長(籠田利男君) 総務産業常任委員会付託議案の審査結果を報告をします。

本委員会に付託された議案につきまして、去る9月10日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号、平成25年度山形村一般会計歳入歳出決算認定についての所管の款と項、認定第5号、平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、認定第6号、平成25年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成25年度山形村水道事業会計決算認定についての4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。ご審議をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月16日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号、平成25年度山形村一般会計歳入歳出決算認定についての所管の款・項、認定第2号、平成25年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成25年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「平成25年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池俊子です。

それでは、賛成の立場から討論をしたいと思います。国では安倍政権は一昨年の参議院選挙の結果衆参両院で多数をとりました。その結果、憲法改定による戦争できる国づくりとアベノミクス推進などのため4月からは消費税8%と突き進んでいます。そして、社会保障、税の一体改革で大企業の減税、大型公共事業や新たな軍拡の推進、住民の暮らしはいよいよ大変になっています。

村は子育て支援センター、新保育園など子育ての拠点ができ、特に子育て支援センターでは幼児や保護者などでにぎわいを見せています。拠点ができたということで相談しやすくなり相談件数も増えています。

教育面でも学校支援地域本部も充実してきて、コミュニティスクールなどさらなる広がり継続を願うものです。

一方、防災・農業面では異常気象の続く中で春の凍霜害、今春の大豪雪と農家にとっては大変大きな痛手をこうむりました。

そんな中で防災訓練などまだまだ甘さを感じます。住宅リフォームの利用の拡大、村独自の新規就農者への補助などは好評で大変評価できるものです。一方、観光面では人件費、観光協会の人件費のほとんどが村税で賄っており、費用対効果の面でも見直しも必要かと思われます。スカイランドきよみずの四半期ごとの報告もとられていますが、新たな指定管理者募集について気になるところです。また、滞納状況は1億2,500万円余りと一昨年の1億3,000万円より減り、夜間窓口、納税相談、また催促状などの効果もあらわれてきているところだと思います。

細かな点ではまだまだありますが、自立の村、日本一元気な村づくりとして福祉や暮らしが優先され、農業立村として発展されることを希望しまして賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第1号「平成25年度山形

村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第2号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第3号「平成25年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「平成25年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第4号「平成25年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第5号「平成25年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成25年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第6号「平成25年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「平成25年度山形村水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第7号「平成25年度山形村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議案第38号

○議長(平沢恒雄君) ここで本日追加提案されました議案について審議、表決を行いたいと思います。

それでは、局長。

○事務局長(籠田佐知子君) 済みません、この議事日程の日程第13の議案第38号ですけれども、「平成25年度山形村上水道事業会計剰余金」となっておりますけれども、「上水道」の「上」の字が余計でありますので、済みませんけれども訂正をお願いしたいと思います。「山形村水道事業会計剰余金の処分について」が正しいので訂正をお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 日程第13、議案第38号「平成25年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第38号「平成25年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

本案は、平成25年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定によりその処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、未処分利益剰余金が3,916万8,190円となっておりますが、そのうち100万円を減債積立金に、2,500万円を建設改良積立金として処分し、残りの1,316万8,190円は翌年度へ繰り越すものであります。

以上ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があればそれを許します。

○建設水道課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第38号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。ちょっとこれ委員会付託がないと思うのでここでお聞きするのですけれども、地方公営企業法32条第2項、これを詳しく説明していただきたい。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 地方公営企業法の第32条の2項の関係なのですが、剰余金の処分であります。毎事業年度に生じた利益の処分でありますけれども、条例の定めるところによるか、または議会の議決を経て行わなければならないというようにうたわれておりますので、それに基づいて議決を求めるものであります。

以上です。

○2番（上条浩堂君） 了解。

○議長（平沢恒雄君） いいですか、上条議員よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）



○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第38号「平成25年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号～議案第37号

○議長（平沢恒雄君） 引き続き、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第14、議案第29号から日程第22、議案第37号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月10日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第29号、長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第30号、山形村災害対策本部条例の一部を改正する条例について、議案第31号、山形村防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第35号、平成26年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款・項、議案第37号、平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月16日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第 3 2 号、山形村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 3 3 号、山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 3 4 号、山形村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 3 5 号、平成 2 6 年度山形村一般会計補正予算（第 2 号）の所管の款・項、議案第 3 6 号、平成 2 6 年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、以上 5 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次討論、採決を行います。

最初に、議案第 2 9 号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第 2 9 号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 0 号「山形村災害対策本部条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第30号「山形村災害対策本部条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「山形村防災会議条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第31号「山形村防災会議条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「山形村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないので討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第32号「山形村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論がありますので、討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池俊子です。

この制度は国と行政、自治体の保育に対する責任を後退させる中で、保育を企業の参入を許すというもので、本当はあまり許せないものでありますが、今までも保護者や住民の運動の中で、その行政の方で自治体に責任を持つという点で、自治体の責任で質も落とさないということでやってきました。この制度が介護保険と同様に契約になるということで大きく変わりますので、保護者や住民の方には十分説明をしながら納得のいくような、今までどおりのサービスの下らないような保育事業にさせていただきますようお願いするものです。

そういう点で十分な説明と、それから今までの保育を受ける権利というか、条件を低下させないということで、これからも研究しながらやっていってほしいということで賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結して、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第33号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「山形村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第33号「山形村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成26年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第35号「平成26年度山形村一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第36号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めこれより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第37号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

以上で、既提出議案審査表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等、議案整理のため暫時休憩をいたします。では、休憩。

(午後 2時03分)

---

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(午後 2時04分)

---

◎発議第5号

○議長(平沢恒雄君) 日程第23、発議第5号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(2番 上条浩堂君 登壇)

○2番(上条浩堂君) 発議第5号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提案説明を申し上げます。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思います。

国の学級定員は35人に引き下げられましたが、予算編成の中で小学校1年生のみの実施となっています。しかし、子供たちの成長や教育効果を考えれば生活集団と学習集団が一致していることが望ましく、学校における様々な問題を解決する上でも全

学年の学級定員引き下げを実施し、教員がゆとりを持って子供たちと触れ合えることが求められています。

今日の学校を取り巻く情勢は、不登校やいじめの問題、山積みする教育問題の解決など多くの課題があり、それらの課題を解決するには教育の諸条件を整備する必要があります。

そこで、27年度の予算に向けて早期に少人数学級の実現、教職員定数の大幅増の実現することを求め、関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第5号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第6号

○議長（平沢恒雄君） 日程第24、発議第6号「消費税10%増税の中止を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

籠田利男議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 発議第6号「国に対し、消費税10%への増税中止を求める請願書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思ひます。

本年4月より消費税率が8%となり、国民生活と景気に大激震を与えています。消費支出が減り、増税による深刻な影響はだれの目にも明らかです。

一方で、海外への輸出を行う大企業は輸出戻し税により労せずしてもうかり、逆に中小企業は損をする弱肉強食の制度に過ぎません。消費税が上がれば上がるほど大企業の益税は増え、中小下請け企業の負担は増えていくという仕組みとなっております。

地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売り上げ減と消費税の負担増によって塗炭の苦しみにあります。そこで消費税10%増税の中止を求める意見書の提出をするものであります。

提出先は内閣総理大臣であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議がありますので、討論を行います。

最初に本案件に反対の議員の討論を許します。

三澤議員。

○12番（三澤一男君） 12番、三澤一男です。先ほども申し上げたとおりこの議論には、国が将来担う財源の部分のところの議論が欠けていると、そういった部分を論議しないまま税の増税だけを中止するというその意見書の提出には反対するものがあります。

○議長（平沢恒雄君） 次に賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論はありますか。



増澤議員。

○7番（増澤武志君） 私も先ほどの反対討論をしたところでありまして、やはりこの意見書の中には将来の政財に対する負担の増に対する危惧が全くないわけでありまして、したがって、私はこれでは日本を背負って立つ若者たちに対して私たちは、山形村議会は責任が持てないというふうにとらえております。

したがって、この意見書の提出には反対であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようでしたら、ここで討論を終結いたしまして採決に移りたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めまして採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、発議第6号「消費税10%増税の中止を求める意見書」の提出についての件は、原案どおり可決されました。

---

#### ◎発議第7号

○議長（平沢恒雄君） 日程第25、発議第7号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 発議第7号「私立高校への公費助成に関する意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思います。

昨今の低迷する経済情勢下及び少子化の現在において私学経営は厳しさを増しており、保護者への負担も増加しています。そこで、さらなる公費助成の増額を求め関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長であります。

審査段階では異論も出ましたが、意見書作成の段階においては全委員が賛成に回りましたことをご報告申し上げます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第7号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第8号

○議長（平沢恒雄君） 日程第26、発議第8号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

籠田利男議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 発議第8号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」についての提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思っております。

政府は規制改革実施計画を今年6月に閣議決定し、今後の農林水産政策の指針である「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」を改訂しました。農協改革に関する

ものは組合員・単協・連合会すべてにわたりこれまでの制度や事業、組織のあり方について自己改革を促す内容となり、今後5年間で改革集中期間としてJAグループ独自の検討も踏まえJA信用事業の代理店化、中央会制度の見直しなど26年度内に結論を出すこととされています。JAは組合員の自主的な結集・運営に基づく民間組織であり、組合員の意思による自治（自己改革）を基本に自らの手で組織、事業改革を進めていくことが基本であると考えます。そこで慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）あてであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第8号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第27、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査・調査の申し出がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査をすることに決定しました。
- 

◎議員派遣の件について

- 議長(平沢恒雄君) 日程第28、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

三澤議員。

- 総務産業常任委員長(三澤一男君) 総務産業の日程が10月13日から14日となっておりますが、福祉文教の。

- 議長(平沢恒雄君) ちょっとお待ちください。

上条浩堂議員。

- 福祉文教常任委員長(上条浩堂君) それでは、福祉文教の日程については私より報告申し上げます。

10月29日木曜日から30日、失礼。29日水曜日から30日木曜日でございます。ここは間違えておりますので訂正を願います。

- 議長(平沢恒雄君) それでは、そういうことで、委員長の報告のとおりそういうことで修正をお願いいたします。

ほかに何かありますか。

(発言する者なし)

- 議長(平沢恒雄君) 以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。
- 

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君）　ここで、村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

（村長　百瀬　久君　登壇）

○村長（百瀬　久君）　閉会に当たりごあいさつを申し上げます。平成26年度第3回山形村議会定例会は、9月4日から本日18日までの間の開催でありました。ご提案を申しあげましたすべての議案をご承認、可決いただきましてありがとうございます。特に今回は平成25年度の山形村一般会計歳入歳出決算認定や平成26年度一般会計の補正予算等につきまして、詳細にわたりましてご審議をいただき可決していただきましたことを改めて御礼申し上げます。

今回の決算認定は私にとりまして初めての予算に対する決算認定となりました。経営状態は健全との評価をいただきまして大変うれしいことではありますが、実質公債費比率が6.2%でありますので、もう少し村民のご意見を聞いて積極的に事業を計画してもよいのではないかなというふうに思いました。来年度への課題であります。

お諮りいたしました事業の詳細内容につきましては本会議、それから全員協議会、それから総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会と、本で行われました本会議ともに慎重にご審議をいただきましたので、自信を持って来年度への展開を進めてまいりたいと思っております。

また、一般質問では新議員の皆さんに新しい観点から貴重なご意見をいただきまして元気をいただきましたことをありがとうございます。今年山形村が誕生して140周年目という節目の年でありまして、8月の記念事業では元気の出る鐘のついたケルンを建設したり、山形じゃんずら夏祭り花火大会、さらには1,700人も集まっていたいただきました夏季巡回ラジオ体操みんなの体操会におきましては、多くの村民の皆さんに日本一に向かって全国、全世界に発信をしていただきました。議員の皆様にも絶大なるご協力をいただきまして本当に感謝申し上げます。

これから後半に向かいます。140周年記念の事業がさらに盛り上がりますよう切にご協力をお願い申し上げます。最後に、議員の皆様方におかれましてはこれから秋本番となりますが、季節の変わり目にありますので健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成26年第3回議会定例会を閉会し散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時25分）